

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書について
本市議会は、政府等関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年6月22日提出

建設経済常任委員会
委員長 友田 宗也

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成29年6月9日「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」の閣議決定をした。この中で、最低賃金について「年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。」としている。

一方、今期春闘においては、昨年に引き続き「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」が定着し、着実に前進しており、金額・率ともに昨年同時期を上回る賃上げがなされている。

平成29年の神奈川県最低賃金の水準である956円を年収に換算すると約199万円となり、経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。その実現に当たっては、中小企業、小規模事業者への支援策の実効性を高めることが求められている。

よって、政府等関係機関におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
 - (1) 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
 - (2) 公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰及び物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導及び監視体制の強化を図ること。
- 3 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 } あて
神 奈 川 労 働 局 長 }